

まちづくりの役に役けています



市では、市民生活に直接結びついた幅広い業務を行っています。この経費を賄う上で、税金は大切な財源となります。税金に対する理解を深めてもらうため、市・県民税の仕組みについて紹介します。

課税の仕組み

令和5年度の市・県民税は、令和4年1～12月の所得を基に税額を計算して、令和5年1月1日現在の住所地で課税されます。

市・県民税は、一定の金額を負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」で構成されています。

本市に住所のある人は均等割と所得割の合計額を、本市に住所はないが事業所や家屋敷などがある人は均等割の額を納付します。

○均等割：5,000円(市民税3,500円、県民税1,500円)

○所得割：10%(市民税6%、県民税4%)

納付方法

普通徴収

自営業の人などは、納付書や口座振替で年4回に分けて納付します。

す。

令和5年度の「市民税・県民税額決定(納税)通知書」は、6月14日(水)に発送しました。

給与からの特別徴収

サラリーマンなどの給与所得者は、6月から翌年5月までの12回に分けて、給与から差し引かれます。

税額などは給与の支払者を通して通知します。

公的年金からの特別徴収

令和5年4月1日時点で65歳以上の、一定の条件を満たした年金所得者は、年金から差し引かれます。

対象者には、税額決定(納税)通知書で特別徴収額をお知らせします。年金の支給が停止された場合や、介護保険料が年金から特別徴収されなくなった場合には、市・県民税の特別徴収は中止となり、普通徴収になります。

ただし、税額が変更になったり、市

外に転出したりした場合は、一定の要件で特別徴収が継続されます。

課税されない人

均等割も所得割も課税されない人

○生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

○未成年、または障害者控除・ひとり親控除・寡婦控除などを受けている人で、令和4年中の合計所得金額が135万円以下の人

○令和4年中の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の人
(28万円×(扶養人数+1)+10万円+16万8,000円*)

所得割が課税されない人

○令和4年中の総所得金額等が次の計算式で求めた金額以下の人
(35万円×(扶養人数+1)+10万円+32万円*)

*計算式中の「16万8,000円」と「32万円」は扶養親族がいる場合に加算されます

皆さんからの質問にお答えします

Q 1

市・県民税がかかる収入の基準を教えてください。

A 1

給与収入のみで扶養者がいない場合、1年間(前年の1～12月)の総収入が93万円を超えると課税されます(本市の場合。市区町村によって異なる)。

Q 2

令和5年3月20日にA市からB市に引っ越しました。令和5年度の市・県民税はどちらに納めるのですか。

A 2

令和5年1月1日時点の住所はA市であるため、令和5年度はA市に納めることになります。

Q 3

子どもがアルバイトを始めました。扶養控除の範囲内となる収入は130万円未満ですか。

A 3

130万円未満というのは、一般的に社会保険の扶養に入ることができる基準であるといわれています。給与収入のみの場合、市・県民税や所得税の扶養控除の範囲内となる収入は103万円以内です。

Q 4

学校を卒業し、令和5年4月から就職しました。市・県民税がかかっていないのはどうしてですか。

A 4

市・県民税は、前年の1～12月の所得を基に税額を計算します。そのため、前年の所得が非課税の範囲内である場合は、令和5年度の市・県民税はかかりません。

Q 5

令和5年3月に退職し、市・県民税を一括で納めましたが、令和5年度の税額決定(納税)通知書が届きました。支払う必要はありますか。

A 5

退職時に支払ったのは、毎月の給与から特別徴収されるはずだった令和4年度課税分の残額です。今回届いたのは、令和4年1～12月の給与所得に対する税額の通知なので、こちらも支払いが必要です。なお、令和5年1～3月の給与所得に対する市・県民税は、令和6年度分として課税されます。

Q 6

夫が令和5年1月2日に亡くなりましたが、令和5年度の税額決定(納税)通知書が届きました。支払う必要はありますか。

A 6

令和5年1月1日時点で存命でしたので、市・県民税が課税されます。この場合は相続人が支払うことになります。

Q 7

ふるさと納税をした際にワンストップ特例制度を申請しました。この分は、市・県民税申告や所得税の確定申告で申告する必要はありますか。

A 7

ワンストップ特例制度は、勤務先で年末調整を行う給与所得者がふるさと納税を行った場合に、市・県民税申告や所得税の確定申告をしなくても寄附金控除を受けられるよう手続きが簡略化された制度です。

自営業者や給与所得以外にも収入がある人などが市・県民税申告や所得税の確定申告を行う場合は、ワンストップ特例制度を申請したふるさと納税分についても申告が必要です。

※くわしくは市民税課(☎20-1513)へ。